

西条市人権文化のまちづくり条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 134 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法を基本理念として、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等へのあらゆる人権侵害(以下「人権侵害」という。)をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権文化の根付いた明るく住みよい西条市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権に配慮し、人権文化のまちづくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の高揚を図るものとする。

2 市は、人権侵害をなくするため、関係機関と連携し、人権教育及び啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、この条例の精神を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第 4 条 市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権施策に関する基本となるべき計画を策定するものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発組織の充実と啓発事業の推進に努め、人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県その他関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権文化のまちづくり審議会)

第 7 条 市は、人権侵害をなくするための重要事項を審議する機関として、西条市人権文化のまちづくり審議会を設置する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。